

# 香川県報



第 87 号

平成 17 年

11月4日(金曜日)

## 目次

### 告 示

(●印は、県法規集掲載事項)

- 有害図書 の 指定 (青少年・男女共同参画課) 一
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 二
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 ( ) 〃
- 道路の供用開始 (道路保全課) 〃
- 平成十七年香川県告示第六百六十五号(道路の供用開始)の一部訂正 ( ) 〃

### 公 告

- 指定管理者の募集 (観光振興課) 三
- 指定管理者の募集 (にぎわい創出課) 〃
- 土地改良事業の適否決定(三件) (土地改良課) 四
- 土地改良事業の認可(三件) ( ) 〃
- 土地改良区の役員の就退任の届出 ( ) 〃

## 告 示

### ●香川県告示第六百八十四号

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指 定 日	種 別	図 書 名	雑誌コード	発 行 所 名	指定理由
183	平成十七年十月二十八日	雑誌	Bejean 10月号 (Vol.144)	17645-10	英知出版(株)	内容が著しく性的感情を刺激し、又は粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
184		〃	Suppin EVOLUTION DVD さっぴん11月号増刊 (Vol.5)	05464-11	〃	
185		コミック誌	Kissui 11月号 (VOL.24)	02801-11	〃	
186		雑誌	@BUNTA DX BREAK MAX11月号増刊 (VOL.09)	18012-11	(株)コアラガ ジン	
187		〃	スーパード写真塾 11月号 (通巻第305号)	15431-11	〃	
188		〃	ホイッパ 11月号 (No.70)	08169-11	〃	
189		〃	Nanper 妹 DON'T11月号増刊	06778-11	(株)サン出版	
190		コミック誌	comic Amour 11月号 (No.191)	03801-11	〃	
191		雑誌	DOPE 11月号 (SUPREME-071)	16639-11	(株)ベストセ ラーズ	
192		〃	ザ・ベスト MAGZINE 11月号 (NUMBER-258)	14003-11	〃	
193		〃	月刊 TOPPENMATE 11月号 (NO.176)	06703-11	若生出版(株)	
194		コミック誌	パンヤイ 11月号 (No.10)	17471-11	〃	
195		〃	comic キャンドール 週刊漫画サンデー 11月12日増刊号 (VOL.22)	20839 -11/12	(株)実業之日 本社	
196		雑誌	NP i 11月号 (通巻8号)	01935-11	(株)白石書店	

197	コミック誌 LADY'S COMIC 微熱 11月号(第10巻第11号)	09663-11	(株)セブン新社
198	雑誌 月刊ピタマン 11月号(通巻139号)	07653-11	(株)竹書房
199	雑誌 That's DAN 11月号(Vol.74)	04117-11	(株)バクハラス
200	コミック誌 Qyuni ザ・ベストマガジンスペシャル 10月号増刊(vol.026)	14078-10	(株)ハローケイエントナー チイメント
201	雑誌 Men's YOUNG 11月号(通巻136号)	08597-11	(株)双葉社
202	雑誌 ウネーB組 11月号(通巻43号)	11803-11	(株)マガジン・マガジン
203	雑誌 月刊Cream 11月号(No.160)	03299-11	クイック出版(株)
204	情報誌 オレソジ通信 11月号(No.286)	02189-11	(株)東京三世社

●香川県告示第六百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	所在地
平成一七、一〇、一	医療法人社団協志会 宇多津浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁六六番地一

●香川県告示第六百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一七、九、六	永松医院	小豆郡土庄町豊島家浦二〇一二番地一
平成一七、九、三〇	宇多津浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁六六番地一
平成一七、九、一二	秋山薬局	坂出市林田町六五五番地五
平成一七、八、三一	スター薬局植田店	観音寺市植田町一〇〇八番地一

●香川県告示第六百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 善通寺府中線(十八号)
- 三 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
丸亀市飯山町東坂元字額三八三九番六地先 から 坂出市府中町字額谷三三〇六番一地先まで	一五・八 二八・一	三四五	平成十年香川県告示第八百四号及び平成十一年香川県告示第三百五十一号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年十一月四日

●香川県告示第六百八十八号

平成十七年香川県告示第六百六十五号（道路の供用開始）の一部を次のように訂正する。  
平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二中「（三十号）」を「（百八十号）」に改める。

公 告

●香川県公告第六百十六号

香川県野営場条例（昭和四十二年香川県条例第二号）第五条第一項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

女木島野営場（以下「野営場」という。）

2 所在地

香川県高松市女木町字中戸一〇九八一―他

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に野営場の運営を行うこと。

2 施設設備の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

三 業務の内容

1 野営場の施設の維持管理に関する業務

2 野営場の施設の運営に関する業務

3 その他野営場の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（五年間）

五 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

六 申請方法

1 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。

詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

2 申請書類の受付期間

平成十七年十二月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送の場合は、平成十七年十二月十六日（金曜日）午後五時必着とする。

3 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県観光交流局観光振興課（県庁本館十五階） 総務・施設グループ 電話番号 〇八七―八三二―三三五九

七 その他

1 募集要項の配布等

六の3の場所で、平成十七年十一月四日（金曜日）から同年十二月十六日（金曜日）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第一号）第一条第一項各号に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、六の3の場所あてに十二月九日（金曜日）午後五時必着で、表に「女木島野営場指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型二号A四判用、あて先明記、切手百二十円貼付）を同封の上、請求すること。また、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

2 現地説明会の日時及び場所

平成十七年十一月十七日(木曜日) 午前十時三十分 高松市鬼ヶ島おにの館  
3 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで(三年間)  
五 申請資格等  
法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

●香川県公告第六百十七号

香川県都市公園条例(昭和三十九年香川県条例第二十号)第十四条の二第二項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

六 申請方法  
1 提出書類  
指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、七の1で配布する募集要項を参照すること。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象施設

1 名称

坂出緩衝緑地(番の州球場を除く。以下「緩衝緑地」という。)

2 所在地

香川県坂出市番の州公園、西大浜北、築港町及び久米町

二 管理の基準

1 関係法令及び条例等を遵守し、適正に緩衝緑地の管理運営を行うこと。

2 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

3 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

4 業務に関連して取得した個人情報等を適切に取り扱うこと。

5 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

6 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

7 文書の管理・保存を適切に行うこと。

三 業務の内容

1 施設の維持管理に関する業務

2 施設の運営に関する業務

3 その他緩衝緑地の管理運営に必要な業務

四 指定予定期間

三 指定管理者の指定方法  
申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定

した後、香川県議会の議決を経て指定する。

4 その他 詳細は、募集要項による。

●香川県公告第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十一月十一日から同年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業末次上池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業中原南地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業西神内東地区	〃

●香川県公告第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業岡の上地区）を行うことについて平成十七年十月二十日適当と決定した。

その関係書類を香川町建設課において平成十七年十一月十一日から同年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月二十日適当と決定した。

良事業を行うことについて平成十七年十月二十日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十一月十一日から同年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業中谷地区	高松市産業部土地改良課
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業天神地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業籠池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業南原地区	〃

●香川県公告第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月十九日認可した。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）床畑地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上苗手地区

●香川県公告第六百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市川添土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業久保田地区)を行うことについて平成十七年十月二十日認可した。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、上牛池地区共同施行が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業下牛池地区)を行うことについて平成十七年十月二十日認可した。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、観音寺市一ノ谷池土地改良区から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年十一月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	白川 精	観音寺市中田井町三八八番地三	平成一七、一〇、二
	磯野紀美夫	古川町六三九番地一	"
	宮武 清次	" 四六〇番地一	"
	湊 武久	本大町一〇二一番地一	"
	荻田 茂正	" 一二五六番地	"
	中野 節男	吉岡町四九六番地	"
	好川嘉壽重	植田町五八六番地	"
	細川 義記	流岡町七三九番地	"
	岡田 恭明	村黒町三五〇番地	"
	矢野 幸治	観音寺町甲八二四番地一	"

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
監事	藤原 邦男	" 甲五四三番地二	"
	香川 尚武	中田井町一三一番地一	"
	藤田 義美	吉岡町八五〇番地	"
	小西 貞市	流岡町二二一番地	"
	田淵 稔	観音寺町甲九五二番地	"

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	白川 精	観音寺市中田井町三八八番地三	平成一七、一〇、三
	石川 始	" 一五二地一	"
	宮武 清次	古川町四六〇番地一	"
	宮武 信雄	本大町一〇一七番地	"
	中野 節男	吉岡町四九六番地	"
	中野 恒	" 一五三番地	"
	細川 義記	流岡町七三九番地	"
	好川嘉壽重	植田町五八六番地	"
	篠原耕太郎	村黒町三〇五番地一	"
	矢野 幸治	天神町二丁目一番二二号	"
	藤原 邦男	茂木町五丁目八番四号	"
	宮武 俊雄	古川町三三五番地一	"
	合田 利光	本大町一四五九番地	"
	大西 智昭	流岡町二二二番地	"
	田淵 稔	天神町一丁目三番一号	"

平成十七年十一月四日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています